

## 環境影響評価審査書

## 116 （仮称）サントリー神奈川工場建設事業

## I 総括事項

（仮称）サントリー神奈川工場建設事業（以下「本件事業」という。）は、サントリー株式会社が、清涼飲料水の需要増に対応し、首都圏における供給能力を増強することを目的として、綾瀬市深谷字与蔵山6,690番1ほかの面積約132,900平方メートルの土地（以下「実施区域」という。）に生産拠点を整備しようとするものである。

実施区域は、綾瀬市の中央部東側の工業専用地域に位置し、北側が厚木基地、東側が綾瀬工業団地、南側が工場及び住宅等が混在した地域、西側が住宅地にそれぞれ隣接した工場跡地である。

本件事業は、このような実施区域において、新たに清涼飲料水を製造する大規模な工場を建設し、供用開始後は原則として年間を通じ24時間連続稼動を予定するものである。製造工程では、最大時で1日当たり11,500立方メートルの水の使用と殺菌等の熱処理等が見込まれており、特に水の使用については、実施区域には地下水の取水の規制はないが、1日当たり最大で約3,500立方メートルにも及ぶ地下水の取水を行い、その一部にあてる計画としている。さらに、工事中には、ピーク時では1日当たり300台以上の工事関係車両や、供用開始後には、1日最大約800台の原材料の搬入及び製品の出荷等に伴う関係車両や従業員の通勤車両の出入りが見込まれている。

こうしたことから、周辺地域の地下水位の低下、交通渋滞や交通事故の発生などといった周辺環境への影響が懸念される。

したがって、本件事業の実施に当たっては、次の基本的視点に十分に配慮し、周辺の環境に及ぼす影響を軽減するため、最大限の環境保全対策を講じるとともに、供用開始後においても、引き続き環境の保全に努める必要がある。

○ 事業の実施に当たっては、供用開始後における地下水の取水については、地下水位の監視を適切に行うとともに、実施区域周辺の既存井戸の利用に影響を与えないように努める必要がある。

○ 関係車両の集中を抑制する方策を十分に検討し、周辺地域における交通安全を確保する必要がある。

○ 本件事業は、工業専用地域内で再開発を行う事業であるが、事業の実施に当たっては、より良い環境の創造を図る視点から、緑化や景観についても十分配慮する必要がある。

基本的な視点は以上のとおりであるが、さらに、事業実施に当たっては、地球温暖化防止や循環型社会の形成を推進するために、製造過程における熱処理等に関する省エネルギー対策や、発生する排出物及び副産物の再資源化の取組等を期待するところである。

本件事業の環境影響予測評価書案に係る各評価項目等についての個別の審査結果は、次のとおりである。

事業者は、環境影響予測評価書の作成に当たっては、これらの内容を十分に踏まえ、適切な対応を図る必要がある。

## II 個別事項

## 1 水象（地下水）

給水用として実施区域内に8本の井戸を設置し、状況に応じた効率的な揚水によって最大で1日当たり約3,500立方メートルの地下水揚水を計画しており、実施区域周辺の地下水位の低下が見込まれている。また、既に同一の地層から地下水を揚水利用している住民等もいる中で、事業者において実施した揚水試験時には、実際に、実施区域周辺の既存井戸の水位低下が確認されている。

こうしたことから、実施区域周辺の既存井戸の利用状況に影響を及ぼさないこととする揚水計画を具体的に明らかにするとともに、地下水位の監視を強化するため、取水する帯水層ごとの観測の実施や観測位置の適切な配置を検討すること。

## 2 安全（交通）

本件事業に伴う車両増加の安全対策として、小中学校の通学路及び通学時間と、工事関係車両及び工場関係車両の走行経路及び時間帯との重複が少なくなるよう配慮するとされているが、より具体的で適切な対応策を明らかにする

こと。

### 3 その他（緑化計画）

実施区域内の緑地面積については、「神奈川県みどりの協定実施要綱」に基づき実施区域内面積の20%以上とする計画としているが、より良い環境の創造を図る視点から緑地面積の増加に努めること。